



住宅用火災警報器 10年を目安にとりかえましょう！



平成23年6月1日から設置が義務化されています。

10年
おつかれさま



ボタンがツク

住宅用火災警報器は、10年以上経つと電池切れや内部の部品が劣化して、正常にうごかなくなる可能性がありますので、本体の交換が望ましいとされています。

また、火災時に適切に作動するよう、維持管理も必要です。点検ボタンを押す、点検ひもを引っ張るなど、定期的に作動確認を行ってください。



住宅用火災警報器は、火災を早期に発見できる大切な機器ですので、まだ設置されていないご家庭は、早急に設置をしてください。

設置場所・取付場所をチェック！

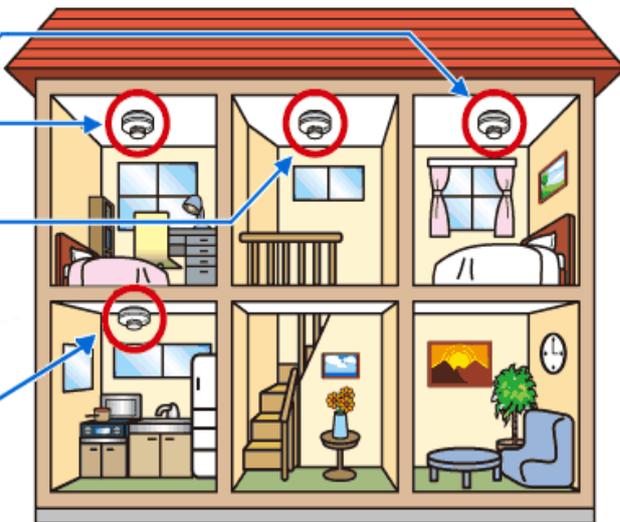
設置義務

寝室

階段

設置推奨

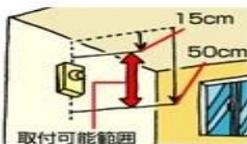
台所



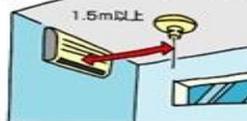
【天井取付けの場合】



【壁取付けの場合】



【エアコンがある場合】



住宅火災による死者の発生状況は「逃げ遅れ」が最も多く、全体の6割を占めています。火災から命を守るために、火災の発生を早期に感知する「住宅用火災警報器」の設置がすべての住宅に義務付けられています。

住宅内で火災が発生したことを、早期に感知して住宅内の人に知らせることで、初期消火や避難などを素早く行えるようにするものです。





地震による 電気火災対策してますか？



地震による電気火災対策には感震ブレーカーが効果的！！

地震が引き起こす電気火災には、「発生直後の火災」と停電から電気が復旧した際の「通電火災」の2種類があります。

「通電火災」とは、停電から電気が復旧した際に転倒・破損した家電製品に通電することで火災が起きる現象です。

「感震ブレーカー」とは、地震の大きな揺れを感知して電気を自動で遮断する器具で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

地震時の 通電火災にご注意

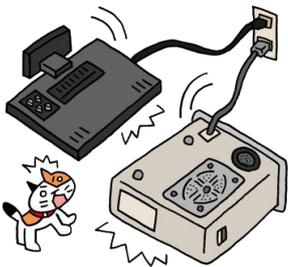


1995年の阪神淡路大震災、2011年の東日本大震災の出火原因で判明しているうち6割が電気に起因する火災とされています。

通電火災 イメージ

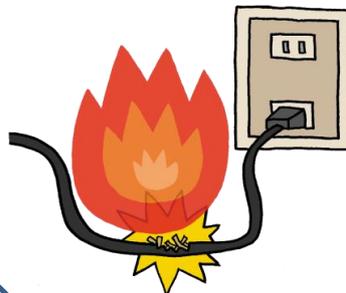
①地震発生(停電)

- ・停電発生
- ・家具等が転倒し、「電気コード」が損傷



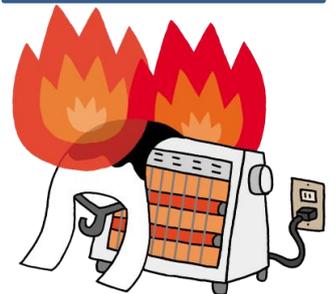
②避難中(通電)

- ・停電した状態から通電、通電の瞬間、コードがショート



③火災発生

- ・散乱した室内で、近くの燃えやすいものに着火



感震ブレーカーとは？

感震ブレーカーとは、地震の揺れをセンサーで感知し、あらかじめ設定しておいた震度以上の地震が起こると、自動的に電気の供給を停止させるものです。

感震ブレーカーは、工事が必要な物から、工事が不要なコンセント型の物などもあり、機能がそれぞれ異なるため、各家庭の状況に応じて設置するものを選ぶことができます。

